

令和7年度焼津市電力データ・AI活用による介護予防把握事業
実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、焼津市一般介護予防事業実施要綱（平成29年焼津市告示第92号）第4条第1号に規定する介護予防把握事業の一環として、一人暮らしの高齢者に対し、当該家庭の電力データ及びAI（人工知能）を活用して、要介護状態になる前の虚弱な状態（以下「フレイル」という。）の可能性を早期に把握し、生活習慣の改善を促す取組、情報等を家庭訪問等により発信することにより、高齢者の健康寿命の延伸につなげることを目的とする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、焼津市とする。ただし、適切な事業運営が確保できると認められる者に事業の運営の全部又は一部を委託することができる。

(事業の対象者)

第3条 事業の対象者は、焼津市内に住所を有する65歳以上の一人暮らしの高齢者のうち、介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する要支援又は要介護の認定を受けていない者とする。

(事業の内容)

第4条 市は、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行うものとする。

(1) 次条の規定により申込みがあった者に対し無償により行う事業

ア 電力データ及びAIを活用したフレイルの早期把握

イ フレイルの可能性に応じた家庭訪問及び情報発信

(2) その他第1条の目的を達成するために必要な事業

(事業の利用申込み)

第5条 事業を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、別に定める申込書兼同意書を市長に提出しなければならない。

(個人情報の取扱い)

第6条 市及び第2条ただし書の規定により委託を受けた者は、利用者（利用者であった者を含む。）の個人情報の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定を遵守するものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年6月1日から施行し、令和7年度の事業に適用する。